

目標達成計画

作成日: 2023年11月10日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

| 【目標達成計画】 | | | | | |
|----------|------|--|--|---|------------|
| 優先順位 | 項目番号 | 現状における問題点、課題 | 目標 | 目標達成に向けた具体的な取り組み内容 | 目標達成に要する期間 |
| 1 | (3) | ・併設事業所と開催しているが、個人情報やプライバシー保護等の観点からも合同開催が1年度に開催回数の半数を超えないことが望まれる(平成30年度制度改定により) | ・合同開催から事業所それぞれの開催に変更して、グループホームの状況、特性等、委員の方々に報告し、要望や助言を伺えるようにする。 | ・委員の方々に制度改正についてご説明を行い、個人情報やプライバシー保護等に配慮し、運営推進会議を、事業所別に開催することを了承していただく。 ・令和6年度より実施していく。 | 6ヶ月 |
| 2 | (5) | ・現在3事業所での取り組みが行われている。認知症対応型共同生活介護事業の特性に着眼したマニュアルや指針の作成、委員会の単独開催並びに年2回以上の研修会の開催が望まれる。 | ・グループホームの特性にあったマニュアルや指針を作成し、身体拘束をしないケアに取り組んでいく。 ・3事業所での委員会の後に、グループホームでの委員会の開催を実施する。また、年2回の身体拘束の研修に参加し、理解を深める。 | ・身体的拘束適正化マニュアルをもとに、グループホームの特性を盛り込んだ内容を追加し、職員に周知していく。 ・3事業所での委員会の後、カンファレンス等でグループホーム単独での委員会を行う。また、年2回の身体拘束の研修に参加をする。 | 6ヶ月 |
| 3 | 福-1 | ・高齢者虐待防止推進(省令改正)の観点から、認知症対応型共同生活介護事業所の特性に着眼した虐待防止の指針整備や担当者の設置が望まれる。 | ・3事業所での委員会の後に、グループホームでの委員会の開催を実施し、認知症の特性に着眼した虐待防止をしていく。 | ・3事業所での委員会の後、カンファレンス等でグループホーム単独での委員会を行う。虐待に対する理解を職員同士で深めていく。 ・虐待防止に関する研修に参加し、虐待について学び、グループホームの職員同士で話し合いを行っていく。 | 6ヶ月 |
| 4 | (12) | ・「入居時説明書」により事業所生活における留意事項を説明し、同意を得ている。今後は看取り介護について更に詳細な内容を記し、説明・同意を得ることが望まれる。 | ・終末期の医療(看取り)について、契約時に説明、同意を得るようにする。 | ・社会福祉法人厚慈会で使用している終末期の医療についての事前調査を使用し、契約時に説明し、同意を得るようにする。 ・看取りについて、ご家族に理解をしておいていただく。 | 6ヶ月 |
| 5 | -13 | ・ハザードマップに示す災害に備え、法人全体で総合訓練を実施している。今後は更に年度計画内容を精査し、夜勤を行う全職員が夜間想定訓練を体験できることを期待したい。 | ・夜勤を行う職員へ、夜間帯想定訓練を実施する。 | ・年度計画において、夜間帯想定訓練を実施し、夜間帯に災害が起こった場合備えた対応を身に着ける。 ・令和6年3月に実施予定。 | 6ヶ月 |

注)項目の欄については、自己評価項目の№を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入して下さい。